

新市場・雇用創出に向けた重点プラン

平成13年5月25日
経済産業省

「過去の清算」と「未来への挑戦」の両面からの構造改革を断行することが必要。

不良債権の最終処理へ向けて進み出したところであるが、この過程で生ずる雇用情勢等への懸念に対処するためにも、事業再構築を進め、新規市場及び新規雇用の創出に向けた改革を加速させるとともに、能力開発支援等による雇用対策を一体的に進めることにより、こうした痛みを乗り越えていく覚悟が必要。

他方、我が国経済の停滞の原因の一つは、将来不安から来る「需要の萎縮」と潜在需要を開拓できない「イノベーションの欠如」。「国民が安心感と期待感を持てる経済社会の将来像」を示し、そこへ向けて官民の資源を思い切ってシフトさせることにより、イノベーションが需要を生み、需要がイノベーションを生むという「イノベーションと需要の好循環」を創り出すことが、新しい成長軌道への本質的課題。

本プランは、以上の観点に立ち、我が国経済の潜在的な活力を引き出し、新規市場・新規雇用創出と我が国事業環境の中長期的な競争力を向上させるため、国民にわかりやすい具体的な目標を掲げつつ、「未来への投資」に方向付けを与え、政府として検討すべき具体的な政策パッケージを提起するもの。

【政策課題（新市場・雇用創出に向けた15の提案）】

・新産業創出に向けたイノベーションシステムの構築・ベンチャー育成

1. イノベーションの基盤整備

イノベーション・シーズは圧倒的に大学が保有。基礎研究力を持つ大学と産業・ベンチャー企業群の近接性こそが「国際競争力」に直結。

大学発の特許取得件数を10年間で10倍、大学発ベンチャー企業を3年間で1000社にすることを目標に、大学研究における競争導入を徹底的に進めるとともに、大学等の組織運営改革や「学」から「産」への技術移転戦略の構築を急ぐ。

- ・大学の学部・学科の組織編制の自由化や国立大学の早期独立行政法人化、人事・給与等処遇の弾力化へ向けた制度整備を図る。
- ・実務的・実践的な講座（先端技術、知的財産、国際標準等）の設置の促進、産業人材の教官への活用など、高等教育の戦略性を高める。
- ・大学教官の特許取得へのインセンティブの付与、民間への技術移転に関するルール整備、ベンチャー休暇制度、大学等への出資機能の付与、企業資金とのマッチングの強化、学内インキュベーション体制の構築など、「大学発ベンチャー」を育成する。

2. 戦略基盤・融合技術分野への重点投入（産官学総力戦）

環境、バイオテクノロジー、情報通信、ナノテクノロジー・材料などの重点戦略分野について、研究開発の重点投資を図るとともに、具体的な新産業創出に向けた目的指向の明確な研究開発、ロボット等の分野融合的な研究開発を促進する。

- ・大学、公的研究機関、企業の各部門を通じ、能力本位による「競争的研究資金」を拡充する。
- ・枢要戦略技術開発に、プログラムを一元管理する技術専門家（プロジェクトマネジャー）を配置するとともに、研究執行体制の弾力化を図る。
- ・我が国の産業技術力強化の観点から知的財産権保護政策の強化を図る。

3 . 開業創業倍増プログラム

我が国風土に「ベンチャー・スピリット」を植え付け、新規開業を5年間で倍増させることを目標として、人材確保・育成、資金調達、経営資源の有効活用などの環境整備を進める。

また、「地域再生産業集積（産業クラスター）計画」として、産学官の広域的な人的ネットワークを構築し、技術の事業化支援などのための支援策を効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）を形成する。

- ・「大学発ベンチャー1000社」体制を構築する。
- ・地域企業、大学、公的研究機関、TLO等の中で、相互連携のための緊密な人的ネットワークを形成する。
- ・地域技術の実用化・事業化支援を推進するとともに、起業家支援機関（ビジネス・インキュベータ）を強化する。
- ・ストックオプション制度の弾力化など、人材確保のための環境整備を図る。
- ・ベンチャー企業の資金調達の円滑化のため、公開前規制、私募規制などを見直すとともに、確定拠出年金制度の導入等により、年金資産の積極的活用を図る。また、証券関連税制についても、譲渡損失の取扱等を含めそのあり方について、申告分離課税への一本化にあわせて見直しを行う。
- ・連結納税制度の導入に向けた検討、倒産法制の整備など、企業再編環境を整備する。
- ・インターネット上での知的財産権の保護のための制度を整備する。
- ・中小企業・ベンチャー向けの研究開発機会や受注機会の確保のため、SBIR制度の拡充や政府調達の活用を図る。
- ・中高年ホワイトカラーを主な対象とする「創業塾」などの創業支援を展開する。
- ・中小企業の経営革新支援の更なる充実を図る。

4 . 健康市場の創出

「健康」は最大の国民ニーズであり、医療・介護分野は、もはや「慈善事業」としてのみ捉えることは適当ではなく、21世紀のリーディング産業として考える必要がある。競争的・効率的な医療・介護システムは、財

政の効率化にも資することになる。

このため、国民への安心と世界最先端の技術・技能を有する医療・介護産業を目指し、膨大な市場ニーズに応え得る競争的な医療・介護システムを構築する。

(医療・健康サービス)

- ・医療機関の経営形態のあり方、国公立病院経営の合理化、病床規制の見直し、資機材の内外価格差の是正、特定療養費制度の積極的な活用等を検討し、医療サービスの適切な競争環境を整備する。
- ・電子カルテ・レセプト電算システムの普及などIT化の推進、医療データベースの構築、慢性期疾患への包括払方式の促進等診療報酬体系の見直し、保険者自らがレセプトの審査支払を行うことの検討を行い、医療の標準化や医療の質及び効率の向上を図る。
- ・情報開示ルールを確立し、医療評価システムを構築する。
- ・個人の体質に応じた革新的医療及び機能性食品の開発・普及のための環境整備、画期的な新薬の開発を促すための治験制度の整備や薬価制度の見直しを行う。

(介護サービス)

- ・ケアハウスへの民間参入や公設民営方式を推進するとともに、助成措置のあり方を見直し、公的機関と民間事業者との競争条件を整備する。

5. 女性が働き続けられる経済社会基盤の構築 (M字カーブ・ボトムアップ計画)

安定的持続的な成長を実現していくためには、少子化を食い止める一方、女性が働き続けながら安心して子供を産み育てられる環境を整備していくことが不可欠である。育児負担の重い時期と就労意欲の高い時期とが重なることによる女性へのプレッシャーを「社会システム」として解消することが必要である。

このため、「保育所待機児童ゼロ」と「女性就労率におけるM字カーブのボトムアップ」を目指し、女性の出産・育児・就労を促進する。

- ・認可外保育所の認可保育所への移行促進等により、認可保育所への民間参入を促進する。

- ・小学校の空き教室等公共施設や商店街の空き店舗などを有効活用し、公設民営の保育所の設置や放課後児童クラブの整備を促進する。
- ・保育サービスの第三者評価の充実を図る。
- ・女性を中心とするパート労働者に対する年金等のあり方を検討する。

6．高齢者の就労促進と充実した消費生活の実現

高齢社会が進む中、高齢者層の消費拡大が経済浮揚の大きなポイントとなる。金融資産・実物資産の多くを保有する一方、老後の生活不安から、年間可処分所得の20倍以上もの資産を使い切らないまま「意図せざる遺産」として残しているとの実態もある。

このため、高齢者の就労環境を整備するとともに、安心して充実した消費生活を楽しむことができる環境を早急に整える。

- ・高齢者の多様なニーズに応えうる民間介護サービス事業者を育成する。
- ・持続可能な「高齢者医療制度」を早急に検討する。
- ・募集・採用時における年齢制限の是正を促進する。
- ・リバースモ－ゲージ制度の普及促進を検討する。
- ・中古住宅評価システムを確立するなど、中古住宅市場の活性化を図る。

7．環境・エネルギーの成長エンジンへの転化

環境問題への対応は、21世紀の産業競争力の鍵を握る。すべての産業構造・経済システムを「環境共生型」に塗り替えることが、大きな市場創造をもたらす。

循環型社会、CO2抑制社会の「新国家モデル」を目指し、ゴミゼロやエネルギー効率の更なる向上のための制度改革・技術革新を加速させる。

(循環型社会)

- ・資源有効利用促進法等の運用強化を図り、リデュース(抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R対策」を網羅的に展開する。
- ・自動車リサイクルの法制化を図る。

- ・リサイクルの「産業化」に向け、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理などに十分留意しつつ、廃棄物処理法の廃棄物の定義・区分の見直しの検討を進める。
- ・「ゴミゼロ計画」を実行するために大都市圏へエコタウン事業を展開する。
- ・自動車、家電、容器包装、繊維等の重点領域における革新的リサイクル関連技術、環境にやさしい生産技術などの開発を強力に進める。

(新エネルギー・エネルギー効率向上)

- ・新エネルギー・分散型電源の開発・普及を強化する。
- ・低公害車等の普及、燃料電池自動車の早期実用化を強化する。
- ・政府など公的機関による低公害車や太陽光発電などの「グリーン調達」を促進する。
- ・省エネ総合サービス事業(ESCO事業)について、公的部門への率先導入など普及促進を図る。

8 . 高度・効率的な物流システムの構築

日本の事業環境の国際競争力を高めていくためには、港湾等の国際物流拠点の機能強化、各種輸送モードのアクセス改善等を通じた高度・効率的な物流システムを築き、革新的な物流サービスを生み出す公正かつ競争的な物流サービス市場を構築していくことが急務である。

これについては、別途、早急に「総合物流施策大綱」を策定し、政府一体となって施策を推進する。

9 . 都市の快適な生活環境の構築・再生

都市の土地・空間の利用効率の最大化を図り、快適な生活環境を増進するとともに、都市関連産業を活性化させる。

- ・「エコタウン」や「都市型起業家支援施設(ビジネス・インキュベータ)」など遊休地を含む土地の有効活用へ向けた取組を強化する。
- ・再開発事業実施の円滑化へ向けた規制・運用の見直しを行う。
- ・不動産証券化の推進など土地の流動化を促進する。

10．ITによる新しい生活・社会システムの創造

すべての国民がITのメリットを享受した豊かな生活を実現し、ITの活用を通じた新規産業の創出と既存産業の効率化を達成するために、高度情報通信ネットワーク社会の実現に不可欠なインフラを形成し、これを活用した低廉で質の高いサービスを実現する環境を整備することは喫緊の課題である。

このため、e-Japan重点計画を強力に推進し、情報通信分野における真に公正な競争環境の確立と徹底した規制改革の推進、電子商取引促進のための法制度等の整備、電子政府の推進、教育の情報化及び情報化人材の育成、ITS・情報家電・ICカードの普及促進など、ITを活用した経済社会システムの実現を急ぐ。

11．新たな経済主体（NPO）の育成

近年、介護福祉、リサイクル、まちづくり等の分野で先駆的な社会事業を実施する新たな組織形態であるNPOの設立が相次いでおり、その団体数（公益法人等を除く）は約9万に及ぶとの調査結果もある。こうしたNPOは、高齢者、女性、障害者の社会参画や雇用を促進し、充実した自己実現の場を提供するものとして我が国経済社会にとって益々重要な役割を果たすことが期待される。

このため、経済社会システムにおけるNPOの位置づけについて分析をするとともに、NPOが事業主体、雇用主体として発展する上で隘路となっている人材、資金、活動基盤等に係わる課題を明らかにし、その解決のために必要な環境整備を図る。

．雇用システム改革とセーフティネットの整備

1 2 ．多様な雇用形態の整備

雇用を取り巻く大きな環境変化の中、事業者側にとっては、長引く景気低迷による過剰雇用感と将来の不確実性の高まりから、従来のいわゆる終身雇用が重荷になって、かえって雇用を手控える傾向がある一方、労働者側にとっても、終身雇用に対する信頼性が低下し、必ずしもそれにこだわらずに多様な雇用形態を求めるニーズがある。

このため、終身雇用を前提とする制度を見直し、新たな環境変化に柔軟に対応できるよう、多様な雇用形態を整備する。

- ・ 有期雇用契約を早期に見直し、弾力化を図る。
- ・ 裁量労働制を早期に見直し、弾力化を図る。
- ・ 労働者派遣制度を早期に見直し、弾力化を図る。

1 3 ．能力開発、外部技能形成システムの整備

グローバルな競争を通じた厳しい経営環境の下で、個々の労働者の生産性の向上が大きな課題になっているが、事業者側においては、将来の不確実性から、従業員に対する長期的な教育投資を手控える傾向がある一方、労働者側にとっては、外部労働市場が拡大する中で、自らの希望に即し、かつ環境変化に対応した生きた技能、生きた知識を習得したいというニーズが高まっている。

このため、民間活力を活かしながら、個人主体の能力開発を充実させ、また、大学・大学院改革を通じた高度な人材育成のための環境整備を図ることにより、社会全体として効果的に能力開発を行えるシステムを構築する。

(民間主体の能力開発)

- ・ 教育訓練給付の重点的・機動的活用により、個人主体の能力開発にシフトする。
- ・ 民間機関による能力開発を拡充するとともに、公共職業訓練の役割の整理を図る。

- ・企業内職業訓練助成金の見直しを検討する。(雇用保険3事業の見直しを検討する。)
- ・生涯を通じて適切に能力開発を行えるシステムを構築する。
- ・職務の明確化や能力評価基準の策定に対する支援を行う。

(高度人材育成)

- ・専門大学院等の設置に関する規制を緩和する。
- ・インターネットを活用した単位取得の推進を図る。
- ・奨学金制度を充実する。
- ・インターンシップ制度を拡充する。
- ・産業界と大学の連携を強化する。

14 . 労働移動の円滑化

経営環境の激しい変化の下で、事業者側からは、雇用に対する機動性、柔軟性へのニーズが高まる一方、労働者側からも条件の良い職場、働き甲斐のある職場に円滑に移動できる環境が求められている。

このため、労働移動の円滑化を進める。

(労働移動の円滑化)

- ・職業紹介責任者等に関わる規制を緩和し、職業紹介の一層の円滑化を進める。
- ・公共職業安定所と民間職業紹介事業者の連携を強化する。
- ・職業紹介と職業訓練の連携を強化する。
- ・雇用情報のワンストップサービス化を図る。
- ・年金のポータビリティ確保のため、確定拠出年金法案の早期成立と円滑な施行を図る。
- ・雇用の流動化に対応した労働契約法制を検討する。
- ・個別的労使紛争処理の円滑な推進を図る。

15 . セーフティネットの整備

構造改革の過程では、一時的な失業に対するリスクが高まるおそれもある。こうした不安を解消するため、再就職支援の拡充、パート・派遣労働のような雇用形態でも安心して就業できる環境整備など、適切なセーフティネットを整備する。

また、不良債権の最終処理に伴う直接・間接の影響が中小企業の事業展開に悪影響を及ぼすことのないよう、万全な対策を講じる。

(雇用セーフティーネット)

- ・ 離職者の再就職に対する支援を拡充する。
- ・ パート労働者・派遣労働者に対する失業給付制度のあり方を検討する。
- ・ 女性を中心とするパート労働者に対する年金等のあり方を検討する。

(中小企業へのセーフティーネット)

- ・ 金融対策等に万全を期する。